

協働による地域づくり：
静岡県「協働事例発表会『協働の底力』」の取り組み(佐藤信一先生・田中克志先生退職記念号)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学人文学部・法科大学院 公開日: 2014-07-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日詰, 一幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007886

論 説

協働による地域づくり

— 静岡県「協働事例発表会『協働の底力』」の取り組み —

日 詰 一 幸

はじめに

戦後日本社会において、社会資本は主に国・都道府県・市町村といった行政機関が整備計画を立案し建設を推進してきた。そのため、道路や河川など住民の日常生活に不可欠な社会資本整備に関して、地域住民は計画立案や維持管理にほとんどかかわりを持つことがなかったのである。しかし、70年代以降生じた政策過程への住民参加の要求の高まりを受けて、行政もしだいに住民との関わりを持つようになっていった。そして、90年代に入ると、計画策定過程への住民参加ということで、欧米で実践されていた「パブリック・インボルブメント」(Public Involvement、PI)から手法を学び、それを日本へ導入する取り組みが進められた。このような取り組みは、「住民参加型公共事業」として注目されたのであるが、あくまでも構想・計画策定段階における住民参加の形態であった。

一方、80年代以降日本でも市民活動団体の活動が活発化し、それらの団体が整備された社会資本の維持管理にもかかわりを持つようになった。そして、1998年に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）は、地域の社会資本に対する住民の関わり方を大きく変えていくことになった。この法律により、地域住民によって生み出された様々な市民活動団体が法人格を取得し、社会的な責任を担って公共領域での活動を活発化させ

てきたのである。その結果、社会資本整備の領域においてもNPO法人をはじめ法人格を有しない市民活動団体や地縁組織が、建設された道路や整備された河川の維持管理においてもいろいろな形でかかわるようになってきた。

こうして、社会資本をめぐって、現在は構想・計画策定段階だけでなく、完成した社会資本の維持管理面においても地域住民が関与するようになったのである。

そこで、本稿では、静岡県が2004年度より取り組んでいる「協働事例発表会『協働の底力』」の事例をもとに、NPO法人を含む市民活動団体が地域社会で整備された社会資本とどのような形で関わりを持ち始めているのか、そしてどのような役割や機能を果しているのか、検討しようとするものである。

1 社会資本と地域住民の関わり

社会資本整備への住民参加が制度化されたのは、2003年（平成15年）3月に制定された「社会資本整備重点計画法」ならびにこの法律に基づいて同年10月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」においてである。社会資本整備重点計画法において、住民の声を聴取するということに関しては、以下のように規定されている。「社会資本重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、都道府県の意見を聞くものとする」（第4条第4項）。そして、社会資本整備重点計画においては、より具体的な住民参加の規定が盛り込まれている。すなわち、「地域住民等の理解と協力の確保」ということで、計画段階よりも早い構想段階から住民参加手続きを促し、「構想・計画・実施等の事業

過程を通じた住民参加の取組み等を推進する」としている¹。

また、国土交通省（以下、国交省）は2003年（平成15年）6月に「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、国交省所管の直轄事業等において、計画・実施・管理等の各段階における住民参加を促進することが明記され、かつその標準的な手続きを示している。

以上のように2000年代に入ってから、社会資本整備における住民参加の制度化が進展したのであるが、本稿では特に維持管理面への住民参加に注目することから、以下に河川や道路といった分野での地域住民のかかわりを考察しておくことにしたい。

1－1 河川と地域住民

90年代に入ってから従来の河川行政に大きな転換が生じた。河川審議会では1996年（平成8年）に「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」を答申した²。

の中では、今後の河川行政のあり方について、「地域と河川との役割分担を明確にしつつ、地域社会の意向を反映し、地域の個性を十分に發揮できる新たな施策の展開」が必要であることを提言とした。それを受け、翌97年（平成9年）に河川法が改正された。その改正においては、法の目的に従来の治水・利水に加え、新たに「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。そして、「河川整備基本方針と河川整備計画」という新たな計画制度を採用し、この策定に当たっては地方自治体の首長や地

¹ 国土交通省「第1次社会資本整備重点計画」、3頁。「第1章社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施」における「3 地域住民等の理解と協力の確保」の中で規定。

² http://www.mlit.go.jp/river/link/rfc/opinion/toshinan/data2_1.html（2013年12月27日閲覧）。

域住民等の意見を反映するための手続きが法制化された。この法改正により、河川整備を推進する際、地域と連携し地域の意見を活かすという仕組みが創設されたのである。つまり、河川行政への市民参加制度が確立したと言えよう。

その後も河川審議会においては、河川行政への市民参加あるいは市民団体の関わりに関する検討が継続して行われ、その結果、2000年（平成12年）に「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」が答申された³。

この答申において、河川は「地域共有の公共財産」であるという視点から、市民・企業・地方自治体等が連携し、それぞれが有する資源や特性を活かして役割分担を行いながら、河川管理を行う仕組みが構想された。

このような河川審議会の答申を受けて、地方レベルで様々な取り組みが進められていった。静岡県では、1998年（平成10年）より「しづおか流域ネットワーク」という市民団体が「川の日」のワークショップを開始し、それが2001年（平成13年）以降は、「しづおか川自慢大賞」へと発展していった⁴。

そして、静岡県が中心となり、2003年（平成15年）以降、「リバーフレンドシップ」制度が導入された。これは、地域住民団体と行政の協働による河川美化活動（川の清掃、除草等）の仕組みである。つまり、県が管理する河川の一定区間において美化活動を行おうとする市民活動団体に対し、活動に必要な物品の提供等の支援を行い、地元の市町はその活動によって生じた雑草や空き缶等の廃棄物の処分に協力するというもの

³ http://www.mlit.go.jp/river/link/rfc/opinion/toshinan/data_0.html （2013年12月27日閲覧）。

⁴ <http://www.ryuikinet.gr.jp/shizuoka> （2014年1月10日閲覧）。

で、美化活動実施団体（市民活動団体）＝リバーフренд、県、市町が、三者で協定を締結するというものである⁵。

2003年においては、安間川（浜松市）や鮎沢川（小山町）等8つの団体と協定が締結され、その後この取り組みは全県的に拡大をしていった。その結果、2014年（平成26年）3月末には、410団体との協定が締結されることになった。

1－2 道路と地域住民

河川同様、道路においても構想・計画策定段階へ住民参加を導入するという取り組みが進められてきた。それは、「パブリック・インボルブメント」(PI) という形で実現している。パブリック・インボルブメントに関しては、道路審議会基本政策部会「21世紀のみちを考える委員会」で「道づくり」へ国民の意見を反映させるため、意見募集をしたことに端を発している。「21世紀のみちを考える委員会」では、1996年5月「キックオフ・レポート」を刊行し、全国から道路に関する意見を公募した。その結果、35,000人から11万件以上の意見が提出され、それらが「ボイス・レポート」としてまとめられ配布された⁶。

このような取り組みを経て、1997年（平成9年）6月に道路審議会建議「道路政策変革への提言～より高い社会的価値をめざして～」が出された。この建議の中で特徴的なことは、「国民と徹底した対話をを行う国民参加型の新しい方法」として、「パブリック・インボルブメント方式」を採用したことである⁷。

⁵ <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/information/information04.html> (2014年1月10日閲覧)。

⁶ 市民参画型道路計画プロセス研究会編『市民参画の道づくり－パブリック・インボルブメント(PI)ハンドブック－』ぎょうせい、2004年、11頁。

⁷ 同書、12頁。

その後、2001年（平成13年）には、道路事業の計画段階における合意形成のあり方を検討することを主眼に「道路計画合意形成研究会」が設置され、「今後の計画決定プロセスに関する基本的な考え方」が提言としてまとめられた。その提言においても、「構想段階におけるPIプロセスの導入」が明示された。そして、2002年（平成14年）には、国交省道路局が「道路計画合意形成研究会」の提言をもとに、「市民参画型道路計画プロセスガイドライン」を策定した⁸。その後2005年（平成17年）には、このガイドラインの改定が行われ、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスのガイドライン」に変更され、現在に至っている。

このように、道路分野における構想・計画段階における住民参加はパブリック・インボルブメントが推奨され、各地において様々な事例が蓄積されている。今後は、このような手法の有効性についての検討が求められることであろう。

さて、道路の維持管理面への住民参加はどのように展開しているのであろうか。道路は地域住民の日常生活に欠くことのできない施設であるが、その維持管理において近年アダプト・プログラムが導入されるようになった。

この取り組みは、1985年アメリカ・テキサス州運輸局が導入したことからきっかけとなり、その後カナダ、ニュージーランド等でも導入されることになり、日本では1998年に徳島県神山町で初めて導入された⁹。

この取り組みは、静岡県における「リバーフレンドシップ」の道路版である。つまり、県が管理する道路や区間において清掃・ゴミ拾い・植栽の剪定・草花の維持管理といった美化活動を実施する地元の住民団体と県が同意書を交わし、県はアダプトサイン（表示板に活動団体名を記

⁸ 同書、13頁。

⁹ http://www.town.kamiyama.lg.jp/adopt_fs.html (2014年1月17日閲覧)

載してアピール）を設置し、参加者の保険加入費用を負担するとともに清掃用具を支給する。そして、地元の市町はごみ回収などの支援を行うのである。静岡県では、これを「しづおかアダプト・ロード・プログラム」と称している。

静岡県では2001年（平成13年）に袋井駅前商店街など10団体と同意書が締結され、始められた。2013年（平成25年）12月末の集計では、県内で139団体が同意書を締結している¹⁰。

2 静岡県における「協働事例発表会『協働の底力』」の取り組み¹¹

静岡県では、2004年度（平成16年度）より、静岡県内における「魅力的な地域づくり」の事例を発表する場として「協働事例発表会『協働の底力』」という取組みを進めてきた。この発表会は、静岡県内で地域住民や市民活動団体が連携して地域づくりに活躍している事例を集め、それらを紹介し分析すると共に成果や課題を相互に学び合う、いわば「協働による地域づくりの見本市＝メッセ」のような取り組みだと言えよう。

2004年度に開始され、2013年度に10回を数えることになったが、これまでにどのような事例が紹介されたのか、それを振り返っておくことにしたい。

¹⁰ リバーフレンズシップ、アダプト・ロード・プログラムの双方で指摘できることは、県と同意書を締結して活動している団体の高齢化が進み、活動に広がりがみられないことである。これをどのように打開していくことができるのかということが今後の課題の一つとして挙げられる。

¹¹ 筆者は第1回から毎年参加しており、参与観察者としての立場からこの発表会と関わってきた。その際、毎年トークセッション/トークライブのコーディネータあるいは基調講演者などの役割を担っている。

2-1 「協働事例発表会『協働の底力』」の概要¹²

(1) 第1回協働事例発表会（2004年度、2005年3月12日開催

静岡市もくせい会館)

テーマは、「協働ってなに？みんなで力をあわせてよりよい地域づくり！」というものであった。初めての開催であるということもあり、地域づくりにおける協働を皆で学んでみようというところに主眼が置かれた。開催に当たっては、有志による「協働の底力組」という実行部隊が組織され、発表会の運営を担ったのも特徴だと言えよう。そして、この「協働の底力組」は第8回まで協働事例発表会開催に当たり、実行部隊としての役割を果した。

紹介された事例は合計9事例であったが、そのうち発表された事例は2事例、パネルで紹介された事例が7事例であった。発表された2事例は次のとおりである。①麻機遊水地の事例（静岡市）。NPO法人麻機湿原を保全する会をはじめ5団体が行政と連携して、遊水地におけるゴミ対策や草刈り等の実施により生物多様性が維持されているというものである。②瀬戸川流域での活動（藤枝市）。瀬戸川流域で行政・市民活動団体・企業等が連携し「瀬戸川フォーラム」としてネットワーク化を図り、瀬戸川の豊かな自然を次世代へ伝えるという活動である。また、パネルで紹介された事例は、①青野川での活動（南伊豆町内5つの小学校と県下田土木事務所の連携）、②太田川水系での活動（磐田市）、③佐鳴湖での活動（浜松市。周辺住民の佐鳴湖浄化活動）、④下田・アダプトロードの活動（下田市）、⑤清水三保での活動（国・県・市と周辺7団体との連携による看板整備）、⑥森川橋での活動（袋井市。地域住民と袋井土木事務所の連携）、⑦御前崎港緑地での活動（地元のエコクラブと御前崎土木

¹² 第1回から第10回までの「協働事例発表会『協働の底力』」の内容については、静岡県交通基盤部建設技術監理センター所蔵の記録と筆者の参与観察による記録の双方をもとにしている。

事務所の連携による緑地公園整備)。

(2) 第2回協働事例発表会（2005年度、2006年3月12日開催

静岡市もくせい会館)

第1回目で静岡県内の様々な協働の事例を研鑽したが、第2回目ではさらに地域づくりにおける協働の理解を深めることが目的とされた。そのため、三重県伊賀市においてまちづくり活動を推進している実践者を招いてまちづくり事例の紹介を受けると共に、静岡県内の事例も発表することにより、相互に協働の理解を深めることができた。

なお、第2回の開催に当たっては、発表会の準備のため、東部・中部・西部を中心に「よりあい会」と称する、行政職員有志の会合を開き、協働についての意識啓発やスキルアップ、さらには情報交換の場が持たれた。よりあい会はその後も今日（2013年度現在）まで継続した取り組みとなっている。

発表された事例は、静岡県内3事例と三重県伊賀市の事例の4事例であった。静岡県内の発表事例は次のとおりである。①瀬戸川フォーラム（藤枝市。「瀬戸川河川整備計画」策定への参加等）、②御前崎エコクラブ（御前崎市。様々な活動メニューの紹介）、③国道150号焼津バイパス（焼津市。アダプト・ロード・プログラム）。

(3) 第3回協働事例発表会（2006年度、2006年12月16日開催

静岡市もくせい会館)

テーマは、地域における協働を通じた課題解決方法を学ぶというものであった。過去2回にわたる事例発表会での学びを通じて、さらに地域の課題解決方法を学ぶ機会とすることが目指された。なお、第3回から事例発表会の前に県内3ヵ所において、地域住民や地域での活動者と行政職員による「くるまざ会」が開催されるようになった。この取り組み

は2010年まで継続し、2013年度においても実施された。

第3回事例発表会では、次のように県内の9事例が報告された。①宇佐美流域会議（伊東市宇佐美流域での協働による河川計画づくり）、②天竜花の会（国道152号沿いアダプト・ロード・プログラム）、③神田川の活動（富士宮市・神田川における「せせらぎ公園」整備におけるワークショップ）、④三ヶ日みかんの里資料館（地元農家による廃校の利活用）、⑤大内グリーンベルト・森と水辺を育てる会（静岡市大内地区における里山の維持管理）、⑥清水港みなとづくり（NPO法人夢生の会を主体とする港づくりの協働事業）、⑦倉真まちづくり委員会（掛川市倉真地区まちづくり委員会と県の連携による県道拡幅事業における計画案作成）、⑧丸子芹が谷防災対策委員会（静岡市丸子芹が谷地区における防災対策委員会における協働事例）、⑨松川周辺地区まちづくり推進協議会（伊東市松川周辺地区まちづくり推進協議会のまちづくり活動）。第3回では、県内の9事例が紹介されたが、様々な事例が紹介され、地域づくりにおける協働事例の豊富化に寄与した。そして、三ヶ日みかんの里資料館、倉真まちづくり委員会、丸子芹が谷防災対策委員会、松川周辺地区まちづくり推進協議会の代表者4人によるパネルディスカッションが行われ、「協働のきっかけ」「協働の仕掛け人」「協働の形」「協働のパートナーとの関係」の4つの観点から分析を行った。それまで2回の発表会では、このような観点からの分析が行われなかつたことから、このパネルディスカッションは有意義なものとなった。

(4) 第4回事例発表会（2007年度、2007年12月22日開催 清水テルサ）

テーマは、「協働の“よいとこ”みんなで再発見！！」ということで、過去3回で明らかになった成果や課題をもとに、協働することの目的や利点を再度確認し合うという点に焦点が当てられた。事例発表会の開催に当たっては、地域ごとに「地域別意見交換会」「よりあい会」「くるまざ

協働による地域づくり

会」での活動内容も報告され、事例発表とともに協働事例の意義についての確認がなされた。

協働事例は静岡県内での取り組みが8事例報告された。報告事例は次の通りである。①NPO法人ラブ・ネイチャーズ（浜名湖ガーデンパークとの協働）、②静岡大学農学部（静岡大学と静岡市梅ヶ島大城地区での一社一村運動の取り組み）、③田子の浦港・田子の浦海岸環境整備策定委員会（田子の浦港での県・市・地元団体との協働による環境改善活動）、④藤枝市大洲地区社会福祉協議会（地元の地区社協と学校、行政との連携による環境改善活動）、⑤須走花の会（アダプト・ロード・プログラム）、⑥太田川流域ネットワーキング（太田川流域で活動するボランティア団体、NPO、自治体の協働）、⑦佐鳴湖ネットワーク会議（佐鳴湖周辺の自治会、学校、企業、県、市の連携により湖水の浄化及び自然環境改善活動）、⑧熱川海岸海辺づくり協議会（東伊豆町、地元漁港、観光協会、県土木事務所の連携によるまちづくり協議会の活動）。

なお、2007年4月より静岡県では機構改革が実施され、社会資本整備を包括的に担当する部としてそれまでの土木部が建設部へと変わった。

(5) 第5回事例発表会（2008年度、2009年1月25日開催

静岡市アイセル21)

協働事例発表会も5回目を数え、過去の取り組みを振り返り、次の協働につながるような視点を得るために、テーマは「協働での取組みを進化させるコツ」ということで、協働の取り組みの質を高めるために必要な要因を探ることが目的とされた。その際、これまで取り組まれてきた「くるまさ会」も「地域別くるまさ会」と「視察・体験型くるまさ会」へと変わり内容の充実が図られた。

協働事例は県外の事例として、愛知県の矢作川水系森林ボランティア協議会の取り組みが紹介された。また、県内からは次の6事例の報告が

行われた。①下田高校周辺地域交通環境検討会（高校周辺通学路の安全確保に関する地元団体、企業、行政の協働）、②萬城の滝周辺整備協働の会（伊豆市・萬城の滝周辺整備における地域住民、企業、造園・森林関係専門家との協働）、③静岡・海辺の会（静岡市大浜海岸地区での地元団体と行政の連携による活動）、④みさくぼ大好き応援団推進協議会（NPO法人地域づくりサポートネットと水窪町の住民団体、浜松市の協働による森林環境の保全・管理・活用に関する活動）、⑤神倉沢棚田保全推進委員会（菊川市上倉沢地区における地域と企業、行政が連携した棚田保全活動）、⑥新居関所周辺まちづくりの会（地域住民と新居町の連携による関所跡周辺地域のまちづくり活動）。

これら6事例の中から見えてくる地域づくりの要点について、筆者は発表会の中で講評を行ったが、それは以下のようにまとめることができる。①資源を活かす市民の知恵の必要性。地域に存在する資源を掘り起こし、それをそのままにしておくのではなく、皆が知恵を出し合って活かす方法を見つけ出すことが大切である。②学校教育との連携による未来の人材育成の視点が大切。魅力ある地域づくりは、次世代を育成する大切な機会となることを再認識する必要がある。③文化資源を活かした新たな宝物づくりという視点が重要。文化資源やアートの視点はこれから地域づくりにとっても重要な視点となり、古くなった資源にもその中に新しい価値を見出すことが可能であり、その視点を大切にすることが必要である。

(6) 第6回協働事例発表会（2009年度、2010年2月11日開催

静岡市もくせい会館）

テーマは、「市民、企業、行政との協働の発展、進化の方向性を学ぶ」であった。過去5回、協働の実践例の中から協働の意義や課題を明らかにしてきたが、さらに協働を発展させるための条件は何か、その点を探

ろうとすることが目的とされた。

協働事例発表会の事前の準備段階において、「よりあい会」「くるまざ会」「訪問型くるまざ会」が開催され、多くの関係者から意見を聴取した上ででの発表会であった。

発表会で報告された事例は6事例であったが、報告だけでなくその活動内容について、引き出し役によるインタビューを行い、参加者と共にその事例を分析するという手法を採用した。報告された事例は次のようにある。①熱海市地域活性化プロジェクト（熱海市、県熱海土木事務所の連携によるまちづくりワークショップ、「海上タクシー」や「オープンカフェ」などの社会実験の実施）、②森町体験の里アクティ森（森町、県袋井土木事務所・太田川ダム建設事務所、地区の自治会との連携による体験型施設アクティ森とその周辺地域におけるアダプト・ロード・プログラムやリバーフрендなどの活動）、③本郷ふる郷普請の会（藤枝市中山間地域において、農業生産者・住民・各種団体によって設立された本郷ふる郷普請の会と志太榛原農林事務所、藤枝市の協働事業の実践）、④NPO法人Be-club（NPO法人と清水港管理局の連携による清水港を活用したイベント事業）、⑤NPO法人東海道・吉原宿（NPO法人、富士市、吉原商業高校との連携によるまちの活性化）、⑥倉真まちづくり委員会（掛川市倉真まちづくり委員会と掛川市、県袋井土木事務所の協働による県道拡幅工事に対する住民案策定）。

掛川市倉真まちづくり委員会の活動は、第3回の事例発表会でも報告された事例である。22年間中断されていた県道拡幅工事をまちづくり委員会が地元地権者と調整を行い、工事計画案（みちづくりに対する住民案）をまとめ上げたというものであり、第6回においてもそのプロセスが報告された。この取り組みで優れているのは、倉真地区まちづくり委員会が「拡幅工事専門委員会」を立ち上げ、県・袋井土木事務所より技術面でのサポートを受け、手順を踏みながら地元住民との合意形成を図っ

たという点である。完成した住民案で注目すべき点は次のとおりである。第一に、計画区間全線における道路幅員がすべて11メートルの幅で必要かどうかという協議を住民参加のもとで実施したことである。その結果、計画区間全線において11メートルの幅員は必要でないという合意を形成した。

第二は、まちづくり委員会が、住民の利害関係者を調整し、拡幅工事着手の優先順位を決定したことである。優先順位としては、子どもたちの通学路、倉真温泉付近、落石懸念箇所という順番で拡幅工事を進めるという合意形成がなされた。

まちづくり委員会では、この結果を書類にとりまとめ県へ提出した。このような取り組みの成果として、住民案を策定することにより地区の合意形成が図れたこと、そして住民の意見を反映した道路計画は、大幅なコストダウンにつながったということである。このような取り組みは計画策定過程への住民参加のモデルケースだと言えよう。

(7) 第7回協働事例発表会（2010年度、2011年2月11日開催

静岡市もくせい会館）

前年2009年に民主党政権が誕生した。民主党政権では「新しい公共」という言葉が象徴的に使用されており、第7回のテーマもそれを反映し、「『新しい公共』時代における協働のあり方」とされた。2010年度より県の機構改革により、建設部から交通基盤部に部の名称が変わった。報告された事例は5事例であった。①伊久美みちづくり委員会（島田市伊久美地区での住民団体と行政の協働によるみちづくり）、②縄文の里（島田市久保幸区での棚田保全活動）、③下阿多古地区（「下阿多古地域の農業を考える会」と「株式会社フジヤマ」の協働による地域の活動）、④NPO法人榛原里山の会（牧之原市でのNPO法人と行政の協働）、⑤御前崎エコクラブ（市民活動団体と行政の協働による緑地公園の植栽活動）。

第7回においては、前年の掛川市倉真地区まちづくり委員会の活動が報告されたが、島田市伊久美みちづくり委員会の活動は、まさに倉真地区での事例を参考にしたみちづくりの実践であった。これは、地元住民が道路建設設計画の策定過程に参画し、合意形成を行うという事例であり、今後の社会資本整備のあり方に極めて示唆的であった。

また、この回において、初めて地元の住民組織と企業の協働の事例（下阿多古地区）が報告された。これまで協働というと、ほとんどの事例が地元住民団体やNPO法人と行政との協働であったが、企業が協働の枠組みの中に入ってくるということも想定されていたのであったが、そのモデル的な事例となった。

(8) 第8回協働事例発表会（2011年度、2012年2月5日開催

静岡市もくせい会館）

第8回のテーマは、「協働のさらなる発展をめざして、未来につながる協働の形を探る」ということで、特に大学生等を中心とする次世代を巻き込むことの大切さを強調する発表会となった。事前の準備段階においては、「よりあい会」「現地見学ツアーコース会」が行われた。

この発表会で報告された事例は次の3事例であった。①大井川みなりパーク（みなりパーク委員会、県島田土木事務所川根支所、島田市との協働）、②静岡県立大学環境サークルCO-CO+竹林再生プロジェクト大内（県立大学環境サークル、静岡市清水・竹林再生プロジェクト大内、県環境局の連携による竹林再生活動）、③農事組合法人伊豆月ヶ瀬梅組合（月ヶ瀬梅組合、日本大学短期大学部食物学科、県東部農林事務所の連携による梅を活用した地域活性化）。

第8回では、大学生（県立大学のサークル、日大短期大学部の研究室）を巻き込んだ地域再生・活性化の取り組みが報告された。これらの取り組みから、従来の地域住民だけの活動に「若者の視点（目線）」が加わる

ことにより、活動そのものに良い影響がもたらされ、協働の利点であるWin-Winの関係が構築されていることが明らかとなり、協働の将来に向けて明るい展望を持つことができた。

(9) 第9回 地域づくり発表会（2012年度）

第9回において、過去8回にわたる協働事例発表会を総括し、県内各地区における協働の取り組みの広がりを考慮し、新たな試みとして東部・中部・西部の3地区で「地域づくり発表会」という形を探ることにした。その結果、「地域づくり発表会」は静岡市だけで開催する従来の方式から、東（沼津）・中（静岡）・西（浜松）の各会場で開催された。発表会の基本的な構成は、事例報告、ポスターセッション、トークライブというものであった。西部地区（2013年1月27日開催、浜松市市民協働センター）はポスターセッションとトークライブが主体であった。ポスターセッションには20団体による活動の紹介がなされた。そして、トークライブでは西部地区で活動を展開している4人の代表者が登壇し、「若者がまちづくりにかかわるには？」をテーマに議論がなされた。また、東部地区（2013年2月9日開催、東部パレット）では、「地域資源循環型の事例研究を通して、新しい公共理念に基づく協働型地域社会づくりを学ぶ」をテーマとして、基調講演（NPO法人アザ基金代表理事飯島博氏）、3つの活動発表、分科会（「森林資源循環型社会づくり」「農地再生に向けた協働のきっかけづくり」）が行われた。報告された活動事例は次の通りである。
①「小山町における木質ペレット」（株・富士総業）、②「一社一村しづおか運動の取り組み」（天子ヶ岳保存の会）、③「100万人の清掃運動」（NPO法人サプライズ）。

筆者は中部地区（2013年2月16日開催、静岡市産学交流センター）で開催された「地域づくり発表会in中部」に参加した。中部地区では、事例報告3件、ポスターセッション12団体、そしてトークライブという構

成であった。活動事例の報告は、①GROOMしづおか、②NPO法人フロンティア清沢、③静岡・海辺づくりの会からなされた。トークライブでは、報告をした3団体の代表者と県建設技術監理センター副所長の4名がパネリストとなり、筆者がコーディネータを務め、「後継者、世代間をつなぐ仲間をつくるために」というテーマで議論を展開した。このトークライブから引き出されたことは、①「あそび」「たのしさ」「美しさ」がカギである、②人材は社会の中にある、③活動を地域社会へ還元するシステムをつくる、など3点であった。従来、社会資本整備はハード整備が主体であったが、今後はソフト面での整備も重要であることが理解された。特に、GROOMしづおかは、静岡市谷津山地区における放置竹林の再生が主体の活動であったが、市内外の多様な団体を巻き込み、まさにマルチステークホルダー方式により役割分担が定められ、センスの良さが光っていた。そのセンスの良さを支えていたのは、アートの力と自然の素材である竹を結び付けた点にある。まさに「美しさ」が実現した活動であった。

(10) 第10回 協働の底力 地域づくり発表会 in 伊東 (2014年1月26日開催)

第9回目の発表会が東・中・西部の3カ所で別々の開催であったが、第10回は伊東市（伊東市観光会館別館）のみでの開催となった。発表会の構成は、これまでとは異なり、午前中に「松川周辺地域まちづくり推進協議会（松まち会）メンバーのガイドで、伊東の「まち歩き」を行った。そして午後から全体会が開催された。全体会の構成は、基調講演¹³、ポスターセッション17事例の紹介、そして「静岡県の地域づくりにおける協働の未来を語る」をテーマにトークライブを行った。筆者がコーディ

¹³ 基調講演は筆者が担当し、タイトルは「静岡県の地域づくりにおける協働～10年間の歩みとこれからの展望」であった。

ネータを務め、「松川周辺地区まちづくり推進協議会」（東部）、県立大学環境サークルCO-CO（中部）、NPO法人みらいアース（西部）の代表者3名に県の担当者2名が加わり5名でトークライブを行った。

トークライブにおいては、東・中・西部それぞれで開催された地域部会での議論が紹介され、それをもとに議論を展開し、最終的に「伊東宣言」にまとめた¹⁴。まず、地域部会での議論の結果を記しておきたい。東部での地域部会では、協働に関わっての制度を活用・使いこなし、まちづくりの活動における点としての存在から、他の団体とつながりあうことにより線になり、その線の密度が高くなると面が構成させるようなまちづくりの展開が重要であることが指摘された。また、中部地域部会では、協働の取り組みを通じて、世代間を巻き込む交流の場や機会を創出することが必要であることが報告された。そして、西部地域部会では、協働のセンスを持った人材を育成することが大切であり、市民側も行政職員もそのような「センス」を磨くことの重要性が指摘された。そして、それらを集約した「伊東宣言」をアピールした。

2-2 「協働事例発表会『協働の底力』」の成果

(1) 参加者数¹⁵

第1回から9回までの協働事例発表会（第9回は「地域づくり発表会」へ名称変更）の参加者数は2,050人であった。毎年コンスタントに200名以上の参加者があった。

次に、よりあい会（第2回～10回発表会まで27回開催）参加者数747

¹⁴ 「伊東宣言」は以下のように3項目にまとめられた。「わたしたちは『身近な活動を通じて協働の未来をひらきます。』、わたしたちは『世代を超えた交流の場を創出し、協働の未来をひらきます。』、わたしたちは『人と人をつなぐために、相互に感じ合えるセンスを磨き、協働の未来をひらきます。』」

¹⁵ 静岡県交通基盤部建設技術監理センターが集計した資料。

人、くるまさ会（第3回～5回発表会まで21回開催）参加者数657名、現地見学くるまさ会（第5回～10回発表会まで16回開催）参加者数734人、現場取材（第7回～静岡・海辺づくりの会、静岡・芹が谷町自治会防災対策委員会、第8回～久留米木棚田+不二総合コンサルタント、県大環境サークル）の参加者数は36人であり、これからを総合計すると10年間で4,224人の参加者があった。一方、実行委員会（第1回～10回発表会まで95回開催）参加者数は1,617人であった。

(2) 発表会を通じて得られた成果¹⁶

第1回から10回までの開催の中で得られた成果を市民レベルと行政レベルでまとめると次のようになる。

<市民活動団体（NPO法人含む）>

①事例発表会での発表を契機に団体の活動の発展や、活動そのものの充実に結びついた。つまり、協働事例発表会への参加により、自らの活動や組織運営の見直しが行われ、新たな課題の認識とそれを改善する機会を見出すことができたということである。

②事例発表会に参加した団体同士の交流・ネットワーク化が進展した。

事例発表会においては、実際に事例を発表する団体やポスターセッションに参加する団体は毎年10以上を数え、それらの団体同士がこの事例発表会で出会うことにより、相互に情報交換を行い、活動において連携するという事例もみられるようになってきた。まさに、事例発表会そのものが、協働による地域づくりのプラットフォームとしての機能を果たしているものと考えられる。

¹⁶ 筆者と静岡県交通基盤部建設技術管理センタースタッフとの双方の見解を整理したものである。

③新たな人材の発掘の機会。

事例発表会を通じて、活動そのものを地域に発信することの重要性に気づき、情報発信を行うことにより、地域社会において新たな人材を発掘することが可能となった。

<行政>

①職員の協働への理解の促進、スキルアップの機会となった。

事例発表会で、協働の枠組みやそれを構築するプロセスなどを学ぶことにより、協働の意義や成果を学ぶことができ、それを日常の業務に取り入れる動機づけがもたらされた。その意味で、事例発表会そのものが職員の研鑽・研修の場としての役割を果たしていると考えられる。

②縦割りから組織横断型への意識の芽生え。

複雑化・多様化・複合化した地域社会における課題解決＝地域づくりの活動は、行政機関における単一の担当課だけで片付くということは極めてまれなことであり、複数の担当課と連携することが求められる。それは、行政組織の従来の常識を覆して、より効果的な事業の実施が必要となる。行政のような官僚制組織においては、一般的に「縛張り意識」が強く、それを乗り越える意識改革や取り組みが求められている。行政職員が、協働の事例を学ぶことにより、自身が組織横断型の発想・意識を持つことの必要性に気づく機会となっている。

③協働の取り組みそのものを評価する機会。

協働については、連携の形をつくることが目的ではなく、実際にその枠組みの中で結果・成果を生み出すことが重要である。つまり、地域の課題が解決されるとともに、新しい取り組みが生まれたり、地域社会に新しい価値観が芽生えたりすることが目的である。協働の取り組みを通じて、行政組織としてどのように関わったのか、そして、相互にコミュニケーションがとれていたのかどうか、さらには生み出され

た結果はどうであったのかという観点で行政の立場から評価・点検する機会を見出すことができる。このような評価・点検の機会は協働を進める際には、極めて重要な気づきの場となるのである。

以上のように、10年を経た「協働事例発表会『協働の底力』」を通じて得られた成果は、今後の社会資本整備と市民活動とのかかわりに様々な示唆を与えてくれるものとなった。

3 社会資本整備と市民活動の交差

社会資本整備への住民参加や建設された社会資本の維持管理への住民の関わりは、90年代に入ってから活発になり、様々な取り組みが実施されてきた。とりわけ、2009年に登場した民主党政権においては、地域の公共性を担う新たな主体として注目されるようになったNPO法人をはじめ、多様な主体の連携による社会課題解決の枠組みが模索されるようになり、このような動きを「新しい公共」と称するようになった。静岡県が実施している「協働事例発表会『協働の底力』」においても、第7回（2010年度）ではテーマが「『新しい公共』時代における協働のあり方」とされ、「新しい公共」を意識するものとなった。社会資本整備においては、本稿でもすでにふれたように計画策定過程において住民参加の仕組みを構築してきたが、近年は維持管理の面にも市民活動団体と行政の連携が注目されるようになり、地域住民の関わり方が計画策定ばかりではなく維持管理にも拡大を見せている。まさに、この維持管理、さらに社会資本そのものへの新たな価値付与という側面において、「新しい公共」は新たな時代を切り開く可能性がある概念として社会的に注目されるようになった。そこで、社会資本整備と市民活動団体・企業の連携に関し、今後の可能性を探る意味でも、「新しい公共」に関する現在までの状況を

まとめておくことにしたい¹⁷。

3－1 「新しい公」から「新しい公共」へ

2009年8月末の総選挙で民主党が勝利を収め、政権交代が起こった。鳩山首相は所信表明演説の中で、「新しい公共」という言葉で鳩山政権が今後取り組むべき方向性を示唆した。すなわち、「『新しい公共』とは、人を支えるという役割を、『官』と言われる人たちだけが担うのではなく——地域で関わっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観」（2009年10月26日）だとし、「新しい公共」という言葉を政権のシンボル的な言葉として使い始めたのであった。

管見の限り、これに類する言葉は2000年1月に、自民党・小渕恵三首相に提出された「21世紀日本の構想」懇談会報告書『日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀—』（座長、河合隼雄）の中で、「新しい公」という言葉で使われたのが最初であろう¹⁸。この懇談会は、20世紀から21世紀へと向かう狭間の時期に、21世紀の日本が進むべき方向性を展望するという、スケールの大きな検討作業を行った。そのような検討作業の中で、「新しい公」という言葉が選ばれたのである。このような言説が選ばれた背景には、「お上」や「官」が牛耳ってきた公共的な営みが限界に達し、複雑化・多様化し複合的な地域課題を解決して住みやすい地域社会を築くためには、従来の仕組みを超えた新たなシステムを構築する必要があるという認識があったように思われる。特に、

¹⁷ 「新しい公共」を視角として地域づくりの可能性を論じた奥野信宏・栗田卓也『新しい公共を担う人々』岩波書店、2010年ならびに同『都市に生きる新しい公共』岩波書店、2012年は筆者の問題関心と符合する。

¹⁸ 「21世紀日本の構想」懇談会（河合隼雄監修）『日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀』講談社、2000年。

1998年（平成10年）12月から特定非営利活動促進法が施行され、それまで任意団体として公益性の高い活動を展開していた市民活動団体にも法人格（特定非営利活動法人=NPO法人）が付与されることになった。そして、今後の日本社会において公益的活動を推進する主体として、NPO法人が注目されるようになったのである。

「新しい公」という言説には、日本社会において「ガバメントからガバナンス」を体現する象徴的な意味も込められていたと考えられる。政府内において、「新しい公」はやがて「新しい公共」や「新しい公共空間」という言葉に改められ使われていくことになった。例えば、内閣府が発行した2004年版『国民生活白書』では、そのタイトルが「人のつながりが変える暮らしと地域」とされ、サブタイトルは「『新しい公共』への道」であった¹⁹。また、2005年（平成17年）には、総務省「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」から報告書『分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－』が明らかにされた²⁰。この報告書の中では、日本の分権型社会のあり方を示す概念として「新しい公共空間」という言葉が使われた。この言葉が意味するところは、今後の分権型社会の自治体運営において、公共領域は行政の他に、地域社会で活動する様々な主体が自治体と連携・協力する形が望ましく、それを具体化する概念として「新しい公共空間」の形成を目指すというものであった。

このように、「新しい公共」は80年代以降、日本社会の公共領域に新たに登場してきた多様な担い手に焦点をあてた概念であると言えよう。

¹⁹ 内閣府『平成16年版 国民生活白書 人のつながりが変える暮らしと地域－「新しい公共」への道－』2004年。

²⁰ 総務省『分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－』(http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/050415_k04.html 2014年1月10日閲覧)。

3－2 民主党政権での「新しい公共」の展開

鳩山政権では、「新しい公共」円卓会議（2010年1月～6月）が設置され、「新しい公共」の具体的な内容が検討された。その検討結果が2010年6月4日に「『新しい公共』宣言」として明らかにされた。そこでは、「国民、企業やNPOなどの事業体、そして政府が協働することによって、日本社会に失われつつある新鮮な息吹を取り戻すこと、それが私たちの目指す『新しい公共』に他ならない」と述べている。円卓会議で検討されたことは次のような項目であった²¹。

ア、「新しい公共」のイメージの明確化（「新しい公共」宣言として実現）。イ、「新しい公共」の基盤を支える制度整備。

①寄附税制などの制度整備。この中では、寄附税制の見直し、認定NPO法人のPST（パブリックサポートテスト）基準の見直しや公益信託のあり方についての検討がなされた。

②社会的企業の環境整備に資する社会事業法人制度の検討。

③NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度の見直し。

ウ、地方公共団体の業務実施に関する非営利セクターとの関係の再編成。

①日本版コンパクト（「非営利セクター」と「政府」の連携に関する包括協定）。

②フルコスト・リカバリー（直接費のみならず間接費も含め、事業を実施するために必要なコストをすべて回収）による質の高いサービスの提供。

エ、その他の「新しい公共」の推進方策。すなわち、社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティの創出に関する検討。

²¹ 内閣府「新しい公共円卓会議」(<http://www5.cao.go.jp/entaku/> 2013年12月20日閲覧)。

オ、企業の公共性について。社会的課題を解決するためにビジネスの手法で活動する事業主体（＝社会的企業）の育成とソーシャルビジネスネットワーク拡充の検討。

そして、鳩山首相退陣後、菅政権が誕生したが、菅政権においても「新しい公共」推進会議が設置され、「新しい公共」の更なる展開に向けての議論が進められた。「推進会議」で検討された事項は以下のようである²²。

ア、市民公益税制の推進。認定NPO法人数の増加をめざし、寄附税制の更なる検討。

イ、市民セクター等と行政の公契約・協約等とのあり方。

ウ、金融面からの活動基盤整備のあり方。ここでは、NPOバンクや休眠預金口座の活用策などが検討された。

エ、「新しい公共」を支える法人制度のあり方。社会的企業、社会的協同組合（出資型非営利法人制度）等が検討された。

オ、情報開示・発信基盤のあり方。情報開示フォーマットの検討。

以上のような検討を通じて、日本の「市民社会セクター」ないし「サードセクター」の充実に向けての諸制度の検討が進められたのである。

そして、政府は2010年度補正予算において「新しい公共支援事業」費を盛り込み、日本全国で具体的な事業が展開されることになった。そして、静岡県には2億円余りの予算が交付され事業が進められた。

3－3 静岡県におけるモデル事業の展開²³

内閣府は「新しい公共」が目指す社会を実現するため、都道府県を窓口として取り組みを進めた。主要な事業の一つとして、「新しい公共支援

²² 内閣府「『新しい公共』推進会議」(<http://www5.cao.go.jp/npc/suishin.html> 2013年12月20日閲覧)。

²³ 静岡県「新しい公共支援事業報告書 地域課題をみんなで解決する 誰もが暮らしやすい静岡県のみらいへ」2013年。

事業」がある。支援事業は「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」とNPO等が自立した活動を促進するための4つの支援事業から構成された。後者の支援事業のメニューとして、「活動基盤整備のための支援事業」、「寄付募集支援事業」、「融資利用円滑化のための支援事業」、「つなぎ融資の利子補給事業」が用意された。これら4つのカテゴリーの支援事業の中で、静岡県内では、「活動基盤整備のための支援事業」（対象団体数141、事業数13）と「寄付募集支援事業」（対象団体数103、事業数7）の二つが精力的に進められ、個々のNPO法人のキャパシティ・ビルディングに貢献することとなった。

「新しい公共支援事業」の他に進められた取り組みとして、「市民公益税制の拡充」と「非営利活動促進法の改正」の検討がある。これら二つの事業に関しては、「『新しい公共』円卓会議」（鳩山政権）や「『新しい公共』推進会議」（菅政権）での検討を踏まえ、制度が確立された。

「市民公益税制の拡充」については、寄付金控除において、所得控除ではなく税額控除の導入がなされた。この制度の導入により、個人ベースの寄付額のうち最大50%まで税額控除が可能となった。また、認定NPO法人の認定基準に関してもPST（パブリック・サポート・テスト）に絶対値基準（各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者数が年平均100人以上）が導入され、従来の「NPO法人の総収入に占める寄付の割合が20%以上」とする判定方式と並置され、どちらかを選ぶことが可能となった。

また、「非営利活動促進法の改正」に関しては、活動分野が現行の17からさらに3分野の拡充が行われた。新たに加えられたのは、「観光の振興を図る活動」、「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」「都道府県又は指定市の条例で定める活動」であり、NPO法が規定する活動分野は全部で20となり、これらによりほとんどの市民活動を網羅することができるようになった。

以上「新しい公共」をめぐる主な事業について概説したが、社会資本整備と市民活動の連携に関わりのある「新しい公共支援事業」の一つとして位置付けられた「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」について静岡県内の状況について簡単に触れておきたい。

3－4 「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の推進²⁴

「新しい公共支援事業」の目的は、従来行政＝官が独占してきた公的領域の活動を、市民、企業、NPO等が参画する仕組みを構築することにあり、とりわけ「新しい公共」という仕組みの中で重要な担い手となる可能性のあるNPO等が自立的活動を展開し、それによって「新しい公共」の拡大と定着を図るものである。そして、具体的な事業実施の原則としては、「NPO等の創意工夫に富んだ企画、提案等」を重視し、「NPO等の自立的活動を間接的に後押しする」ことが目指された。そして、この事業の具体的な対象者としては、NPO法人だけではなく、その他に社会福祉法人、公益法人、任意団体、地縁組織、加えて事業の趣旨に合致する活動を展開する組織・団体等、さらに市町村が挙げられた。

その中でも主要な事業とされたのが、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」（以下、モデル事業）である。このモデル事業は、地域的課題解決のため地域の多様な担い手（マルチステークホルダー）が相互に協力し、それぞれが持つ特性を生かして役割分担を行うことにより課題解決を図る取り組みをモデル的に実施するものとされた。

静岡県では、運営委員会（学識経験者、NPO等、企業・経済団体、金融機関、マスコミ、経営等の専門家、一般市民から構成、正式名称は「ふじのくにNPO活動基金運営委員会」）が提案された19事業の審査を行い、12事業が選定され、その総事業費は8,456万円であった。採択されたモ

²⁴ 同書、30-35頁。

ル事業は、震災復興支援、まちづくり、情報発信、景観づくり、里山保全、福祉、農山漁村振興、協働の推進と多岐にわたるものであった²⁵。

これらの事業は、どれも複雑化・複合化している地域的課題に挑戦する事業であった。モデル事業の基本的なフレームは、各地域における多様な主体間で「協議体」（＝マルチステークホルダーフレームないしはプラットフォーム）を構築し、その協議体を円滑に運営することにより、課題解決を進めて行くというものであった。「新しい公共」の枠組みは、従来の「行政が主体的役割を担う」という形ではなく、NPO等の民間組織も主導性・主体性を発揮して、協議体をコーディネートすることに着目していた。そのため、事業の評価にあたっても、事業から生み出された成果だけでなく、「協議体」運営にも焦点があてられた。

採択されたモデル事業の中で、社会資本と関わる地域づくりに該当する事業としては、「富士山の景観向上のための集約案内サイン設置実験事業」（ぐるり・富士山風景街道アクションネットワーク）、「地域マネジメント人材の育成と派遣による、互恵的協働社会創出事業」（富士宮市／

²⁵ 採択された12事業は以下の通り。①「被災地復興・こども応援プロジェクト」（伊豆の国市）②「大井川流域smileネット」（吉田町／NPO法人しづかちゃん）、③「東日本大震災『静岡県災害ボランティア』派遣計画」（県危機管理部／NPO法人静岡県ボランティア協会）、④「高齢者いきいき宅配サービス事業」（川根本町高齢者宅配サービス推進協議会）、⑤「伊豆若者支援交流プラットフォーム事業」（伊豆まちづくり協議会）、⑥「富士山の景観向上のための集約案内サイン設置実験事業」（ぐるり・富士山風景街道アクションネットワーク）、⑦「持続可能な体験型観光の推進に向けた中間支援組織の活動モデル事業」（西伊豆いきいき漁村活性化協議会）、⑧「御殿場市観光ハブ都市づくり構想・情報発信観光体制強化プロジェクト」（御殿場市／NPO富士山コミュニティ）、⑨「地域マネジメント人材の養成と派遣による、互恵的協働社会創出事業」（富士宮市／NPO法人支援環境復元協会）、⑩「牧之原市自治基本条例推進プロジェクト地域の絆づくり事業」（牧之原市／牧之原市静波区）、⑪「NPO等の連携による里山整備活性化のためのネットワーク事業（ふじのくに里山ミッション）、⑫「協働推進のための地域づくり・まちづくりに活かす市民活動団体実態調査事業」（磐田市／NPO法人磐田まちづくりネットワーク）。なお、⑨～⑫は「NPO支援重点枠」として採択された。これらの事業の評価については、同書、40-41頁参照。

NPO法人自然環境復元協会)、「NPO等の連携による里山整備活性化のためのネットワーク事業」(ふじのくに里山コミッション)などが挙げられる。これらの事業は、すべて協議会(マルチステークホルダーフレーム)を構成して事業の推進にあたり、成果を獲得した。

むすび

本稿においては、静岡県が2004年度より取り組んできた「協働事例発表会『協働の底力』」を素材として、社会資本整備と市民活動の関わりについて検討した。この発表会は2004年度の第1回から今日まで継続して実施され、現在第10回目の開催(2014年1月26日)を終えたところである。10回に及ぶ発表会の中で報告・検討された協働事例は相当数に上る。

静岡県内で蓄積されたこれらの協働事業の成果は、今後の地域課題解決の仕組みづくりの糧になることは間違いないことである。

現在、国の累積債務は1,000兆円を超えるまでに至った。このような状況の中にあって、従来行政が関わっていた諸政策を見直さなければならない時期に差し掛かったと言える。一方、1998年の特定非営利活動促進法(NPO法)の施行以来、NPO法人の活動が各地で活発化し、地域社会において信頼を獲得してきた。現在日本のNPO法人数は50,000団体(2013年11月末現在、申請中も含めて)を超えるまでになったが、その約半分が年間の財政規模が500万円以下の状態である²⁶。そのため、組織基盤の脆弱なNPO法人が多く、力量にも格差がある。しかし、NPO法人は地域に根ざした活動を展開し、しかも機動的に社会的課題に向き合い、しかも専門性を活かした活動を生み出すことができることから、社会的にも

²⁶ 内閣府『平成21年度市民活動基本調査報告書』2010年、5頁。(https://www.npo-homepage.go.jp/data/report26.html 2014年1月30日閲覧)。

信頼のおけるNPO法人が増えているのも事実である。このような自立／自律的に活動しているNPO法人がさらなる力を発揮して行政や企業等と連携する仕組みができることを期待したい。

2011・12年度の2カ年にわたり展開された「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」は、地域課題解決のための多様な主体間の連携（＝マルチステークホルダーフレーム）を企図し、そのことを通じて地域社会における組織間連携の必要性を強調するものとなった。このモデル事業で得られた経験は、「社会資本整備と市民活動」の連携の仕組みを構築する際にも大変参考となる取り組みであったと考えられる。

本稿は、「協働による地域づくり」に関し、静岡県の事例に即して検討したものであるが、今回は「新しい公共」という視点から協働の取り組みを理論的に検討することはできなかった。その点については筆者の次なる課題と位置付けておきたい。